



県章

山形県公報

平成26年11月21日（金）
第2599号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 土地改良区の役員の退任の届出……………（最上総合支庁農村計画課）…1251
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（同）…1252
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁西村山建設総務課）…同
- 同……………（同）…1253
- 同……………（同）…同
- 一般国道の供用の開始……………（同）…同
- 同……………（同）…1254
- 県道の供用の開始……………（同）…同
- 一般国道の供用の開始……………（庄内総合支庁建設総務課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土地利用政策課）…同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）…1255
- 同……………（同）…同
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………（健康福祉企画課）…同
- 大規模小売店舗の新設の届出の撤回……………（商業・まちづくり振興課）…1256

正 誤

告 示

山形県告示第973号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清水堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	高 橋 文 雄	最上郡大蔵村大字清水4151番地の1
同	小 林 弘	同 合海100番地
同	信 田 作右衛門	同 71番地
同	海 藤 敏 文	同 清水5208番地
同	小 屋 幸 信	同 2553番地

同	齊 藤 勝 蔵	同	合海22番地
同	齊 藤 徳 美	同	48番地
監 事	安 彦 義 広	同	230番地の1
同	安 彦 勲	同	1322番地の1
同	海 藤 一 利	同	清水2603番地

山形県告示第974号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、清水堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	齊 藤 徳 美	最上郡大蔵村大字清水48番地
同	松 田 与 市	同 合海61番地
同	海 藤 敏 文	同 清水5208番地
同	高 橋 寿 彦	同 合海96番地
同	齊 藤 勝 蔵	同 22番地
同	安 彦 健 一	同 1322番地の1
同	海 藤 一 利	同 清水2603番地
監 事	小 林 弘	同 合海100番地
同	佐 藤 和 夫	同 清水2602番地

山形県告示第975号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年11月21日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡大江町大字左沢字木ノ沢2130番10から 同	上まで	旧	24.3 メートル } 23.7	20 メートル
同	上	新	25.3 メートル } 23.7	同 上

山形県告示第976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年11月21日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡河北町大字吉田字吉田東2863番2から 同	1819番4まで	旧	27.2 メートル } 16.4	38 メートル
同	上	新	38.2 メートル } 16.4	同 上

山形県告示第977号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年11月21日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 日和田松川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
寒河江市大字谷沢字富山1756番342から 同	平野山1755番125まで	旧	121.8 メートル } 7.7	449 メートル
同	上	新	107.5 メートル } 14.2	同 上

山形県告示第978号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年11月21日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 287号
- 2 供用開始の区間 西村山郡大江町大字左沢字木ノ沢2130番10から

- | | | |
|-----------|-------------|-----|
| | 同 | 上まで |
| 3 供用開始の期日 | 平成26年11月21日 | |

山形県告示第979号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年11月21日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|-----------|---------------------------------------|
| 1 路線名 | 347号 |
| 2 供用開始の区間 | 西村山郡河北町大字吉田字吉田東2863番2から
同 1819番4まで |
| 3 供用開始の期日 | 平成26年11月21日 |

山形県告示第980号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において平成26年11月21日から同年12月5日まで縦覧に供する。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|-----------|--|
| 1 路線名 | 日和田松川線 |
| 2 供用開始の区間 | 寒河江市大字谷沢字富山1756番342から
同 平野山1755番125まで |
| 3 供用開始の期日 | 平成26年11月21日 |

山形県告示第981号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成26年11月21日から同年12月4日まで縦覧に供する。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|-----------|-------------------------------------|
| 1 路線名 | 345号 |
| 2 供用開始の区間 | 鶴岡市羽黒町細谷字堰面147番から
同 狩谷野目字西沖75番まで |
| 3 供用開始の期日 | 平成26年11月25日 |

山形県告示第982号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、鶴岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- | | |
|---------------|---------------------------|
| 1 公共測量を実施する地域 | 鶴岡市管内 |
| 2 公共測量を実施する期間 | 平成26年10月17日から平成27年3月25日まで |
| 3 作業の種類 | 公共測量（MMSデータ計測） |

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成26年11月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人いなか暮らし遊佐応援団
 - (2) 代表者の氏名
長登 文一
 - (3) 主たる事務所の所在地
飽海郡遊佐町藤崎字一の坪43番地の1
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、遊佐町民に対して、遊佐町内に多数存在する空き家の利活用事業、及び都市部の住民の移住・定住促進事業、並びに起業支援事業等を行い、遊佐町の人口減少の抑制と遊佐町の活性化を図り、遊佐町の原風景の保全を図ることに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成26年11月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人宮野浦未来創成会議ホッとなる
 - (2) 代表者の氏名
杉沼 吉郎
 - (3) 主たる事務所の所在地
酒田市高見台二丁目20番地の46
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、①高齢者に対して、支援に関する事業を行い、生活の安定に寄与することを目的とする。②小中学生に対して、生き方指導に関する事業を行い、生涯学習の土台づくりに寄与することを目的とする。③県内外を問わず、広く情報を発信し、本地域に移住を希望する者を募り、地域の活性化に寄与することを目的とする。

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
抗インフルエンザウイルス薬（ザナミビル水和物） 362,000ブリスター

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県健康福祉部健康福祉企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2333
- 3 随意契約の相手方を決定した日 平成26年10月31日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
グラクソ・スミスクライン株式会社 東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目6番15号
- 5 随意契約に係る契約金額 45,742,320円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号該当

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により行われた次に掲げる大規模小売店舗に関する新設の届出は、平成26年10月29日をもって撤回された。

平成26年11月21日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ヤマザワ新庄宮内店
新庄市五日町字宮内245番地2外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 板垣宮雄
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イ 株式会社ヤマザワ 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 板垣宮雄
ロ 株式会社ヤマザワ薬品 山形市あこや町三丁目8番9号
代表取締役 山澤廣
ハ 未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年2月28日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,230平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 151台
(2) 駐輪場の収容台数 38台
(3) 荷さばき施設の面積 128平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 22立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
イ 株式会社ヤマザワ 午前9時から翌日の午前0時まで
ロ 株式会社ヤマザワ薬品 午前9時から翌日の午前0時まで
ハ 未定 午前9時から午後9時まで
(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から翌日の午前0時30分まで
(3) 駐車場の自動車の出入口の数 3か所
(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前6時から午後9時まで
- 8 届出年月日
平成26年6月27日

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行	誤	正
平成26. 8. 29	第2575号	944	20	鶴岡市大東町	鶴岡市昭和町
同	同	同	21	同	同 大東町

平成26年11月21日印刷
平成26年11月21日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形 (631)2057 (631)2056